

## 平成24年度資金管理料金特別会計における資金の運用について

## 1. 余裕資金の運用

資金管理料金特別会計において、資金管理料金収入等の収入は収受してから事業費等の支出に充てるまでにタイムラグが生じるため、この間に滞留する余裕資金を運用することが平成20年3月開催の第23回資金管理業務諮問委員会で審議され、運用対象資産及び投資期間については次のとおり承認されている。

- ① 運用対象資産は国債とし、満期保有を原則とする。
- ② 運用は、事業年度毎に運用額の見通しを算定して実行する。
- ③ 各事業年度において、預託台数の急激な減少等の不測の事象により資金不足となることを防止するため、国債による投資期間1年以内の運用とし、資金管理料金特別会計における流動性を保つものとする。

## 2. 平成23年度の運用実績

平成23年3月開催の第40回資金管理業務諮問委員会で24億円を運用可能上限額として審議・承認後に東日本大震災が発生した。平成23年6月開催の第42回資金管理業務諮問委員会で番号不明被災自動車の処理費用に関する審議・承認を経て、6月29日に12億3千万円、9月28日に10億6千万円の合計22億9千万円の債券を購入した。平成23年度の利息収入は1.5百万円となる。

## 3. 平成24年度運用額の見通し

平成24年度資金管理料金特別会計収支見込み(現金受渡ベース)は以下のとおりとなる。

収 入 (A)	46億円
支 出 (B)	47億円
平成23年度からの繰越額(C)	21億円
国債償還金(平成23年度運用額)(D)	23億円
現預金残高[(E) = (A) - (B) + (C) + (D)]	43億円

したがって、上記現預金残高から流動性資金として通常月の3ヶ月分の支払に相当する15億円を控除した28億円を平成24年度の上限額としてその範囲内で運用する。

(参考) 残存期間1年の利付国債の利回り

平成24年2月6日 : 0.12%

以上